

# 野本家文書目録(その一) 編成 および 本文目次

目録編成			
野本家	役職	任免	17
		御供召	18
		出頭召	18
		登城召	19
		江戸詰	20
		普請	21
		役料・俸禄	22
		吟味方	23
		直姫引越掛	23
代官	貢租	23	
	欠落	26	
	災害・耕作被害	28	
	村役人・頭立	42	
	領民の把握	51	
	土地・建物	57	
	治安	57	
	儉約	59	
	商業・産業	63	
	寺社	63	
	宿場	64	
	借金	64	
	争論	65	
	褒賞請書	66	
	諸願	66	
	京都・大坂警衛	67	
	北越戦争	68	
	日記	69	
	郡奉行所あて	欠落	71
		災害	71
領民の把握		72	
土地・建物		74	
治安		74	
儉約		75	
商業・産業		79	
寺社		81	
京都・大坂警衛		82	
鉄砲		82	
諸機関あて	諸願・その他	82	
		83	
	その他	84	
代官引継	貢租	84	
	村役人	85	
	治安	85	
	儉約	85	
	借金	89	
	褒賞	89	
	開穀	89	
	日記	89	
	諸願・その他	91	

野本家	役職	代官引継	郡奉行所あて	領民の把握	91
				儉約	91
				商業・産業	92
				善光寺地震	92
			司税	貢租	92
				欠落	93
				災害・耕作被害	93
				村役人・頭立	93
				領民の把握	94
	土地	96			
	治安	97			
	寺社	97			
	褒賞請書	98			
	畠穀	98			
	通貨	98			
	諸願	98			
	日記	98			
	諸願	99			
	諸沙汰	99			
	褒賞	100			
	拝領屋敷地	101			
	職制	102			
	贈答	102			
伊東家		家政	家督	103	
			元服	103	
			縁組	103	
			葬儀	103	
			その他儀礼	104	
			遺書	104	
			易断	104	
			書状	104	
			雑記	105	
	家計	105			
	書籍	105			
	金融	116			
	頼母敷	120			
	家計	120			
	家政	121			
	贈答	121			
	役職	121			
	書状	122			
	その他	122			
	その他	123			

# 野本家文書目録（その一）

## 解題

### 文書群受け入れの経緯と整理作業の概要

本目録に収載した野本家文書は、元・長野市松代町在住の野本家が保存してきたもので、平成7年（1995）、野本家住宅の取り壊しに際し、当館が寄贈を受けたものである。その後、古文書同好会の会員など、ボランティアの有志諸氏によって資料の整理がおこなわれ、現在までに大半の資料が仮目録化された。仮目録を一覧すると、野本家で保存されてきた原状は基本的には残された状態で枝番号などが付与されたものと推定されるが、整理作業の経緯を知る職員が現在当館にいないため、詳細をうかがい知ることはできない。

資料群を仮目録化したデータをもとに、項目を設けて分類し、このたび本巻を刊行することとなった。

本目録は、野本家文書総数約4300点余のうち、約2500点を「その1」として刊行するものである。本目録「その1」に収録したのは、近世から明治初期にかけての文書群のうち、個々の内容などから判断して目録編成が可能となった分である。

### 野本家の来歴と文書群の概要

野本家は代々松代藩に出仕した家である。野本家の来歴について、文政7年（1824）に松代藩が家中の諸家に提出させた由緒書<sup>1</sup>によると、野本茂一郎は

私先祖金八儀、天真院様御代より相勤、寛政十一年十一月十五日御右筆被仰付、父鉄治儀、大殿様御代同年正月廿八日御右筆見習被仰付、享和元酉年四月廿一日御右筆被仰付、文化十四丑年十二月十九日御番入被仰付、

としている。

しかし野本家文書からは、金八の先代に当たる徳五郎から松代藩に出仕していることがわかる。徳五郎作成の「心控」（資料番号I-3-1）によると、自身の経歴に関しては、

宝暦九年卯正月八日より御買物役水野丞右衛門御勘定帳手伝として／罷出其後ハ買物方帳□相勤居候／翌宝暦十年辰二月十二日御吟味方／物書被仰付御足輕族役御免被成

としている。また徳五郎は、安永6年（1777）には御用部屋書役に就任している（資料番号I-2-1-34）。加えて、前述の「心控」には、徳五郎の父は四ツ屋村（長野市川中島町四ツ屋）野本弥右衛門、母は四ツ屋村野本清兵衛之娘である。野本家の系図は【表3】を参照されたい。

資料から確認できる、野本家の役職任免の変遷は【表1】の通りである。野本家の役職は書役、小僧役、右筆、奥支配、代官などが主な役職であることがわかるが、本文書群の大部分は力太郎が勤めた代官の役職に関わって発生、伝來した資料である。幕末期の松代藩の職制については【表4】を参照されたい。

松代藩において代官は複数人おかれ、郡奉行のもとで年貢徵収などの実務を担当していた。代官の職務内容について、嘉永5年（1852）作成の資料<sup>2</sup>には主に次のようにある。

①田畠、山林など地所に関わる争論の取扱い

1 鈴木景二「松代藩の家臣由緒調査とその記録—『文政七年真田家家中出仕由緒書』—」（松代文化施設等管理事務所『松代』23号、2010年）

2 国文学研究資料館蔵真田家文書「御役方起源より之事実勤方沿革等之儀御尋ニ付申上」（参考：更級埴科地方誌刊行会編『更級埴科地方誌 第三卷 近世編上』1980年）

- ②小作料滞納の取扱い
- ③三役人（名主・組頭・長百姓）おとなと頭立かしらだちの役儀に関する出入りについて
- ④年貢収納に関する諸願の取扱い
- ⑤難渋村方の手入れ願いの取扱い
- ⑥囲穀下げ願いの取扱い

以上のように代官は藩の役職の中でも、とくに領民と結びつきの深い職であった、といえる。力太郎は安政3年（1856）から代官を勤め、結果的に松代藩最期の代官の一人となった。野本家文書の中には、力太郎の在職期間に作成された文書以外に、前任の代官から引き継がれたと考えられる日記や書状などの資料も含まれている。松代藩における代官職のあり方をうかがう上でも、また、行政資料の継承の諸相をうかがう上でも有意義な資料群であると考えられる。

## 文書群の分類

本文書群の目録編成に際し、「野本家」、「伊東家」、「その他」の三つに大きく分類し、必要に応じて項目を設けて細分化した。次にそれぞれの分類項目を概説する。

### 1. 野本家

ここには、野本家が作成・取得した資料群をまとめた。この中で、中分類として役職、贈答、家政、家計、書籍に分けた。またそれぞれに小分類以下の項目を設けた。

#### 野本家／役職

この「役職」は、野本家歴代の人物が勤めた役職に関して発生した資料で構成される。この中で、(1)任免、(2)御供召、(3)出頭召、(4)登城召、(5)江戸詰、(6)普請、(7)役料・俸禄、(8)吟味方、(9)直姫引越掛、(10)代官、(11)代官引継、(12)司税、(13)諸願、(14)諸沙汰、(15)褒賞、(16)拝領屋敷地、(17)職制に分類した。

#### 野本家／役職／任免

藩の役職の任免を伝える資料である。本目録では、野本家歴代の人物順に配列した。

#### 野本家／役職／御供召、出頭召、登城召

藩から野本家の人物へ出された召喚状をまとめた。

#### 野本家／役職／江戸詰

藩から出された江戸詰の辞令など、江戸での役職に関する資料をまとめた。

#### 野本家／役職／普請

川渡や本丸などの普請に関して、野本家に宛てられた資料をまとめた。

#### 野本家／役職／役料・俸禄

藩から野本家に与えられた役料や俸禄に関する文書をおさめた。大半は野本鉄治が寛政年間から文化年間（1800年前後）に受けた文書となっている。

#### 野本家／役職／吟味方

この項目には、野本徳五郎が勤めた吟味方に関する資料をおさめた。

## 野本家／役職／直姫引越掛

鉄治が文化11年（1814）に任命された「直姫様御引越御用掛」に関する資料をまとめた。

## 野本家／役職／代官

代官は力太郎が安政3年（1856）から任じられた役職で、その職掌について、真田宝物館所蔵資料「職掌階級調」には、「教化勸農収納人足遣之事、民数帳宗門帳之取調村役人代り合申渡等之事を掌」とある<sup>3</sup>。

この項目には、代官の役職を勤める中で発生・伝來した資料をおさめた。資料の点数は本巻所載の半数以上を占める1200件強である。代官の職掌と資料の残存状況から、この分類の中に

貢租、欠落、災害・耕作被害、村役人・頭立、領民の把握、土地・建物、治安、僨約、商業・産業、寺社、宿場、借金、争論、褒賞請書、諸願、京都・大坂警衛、北越戦争、日記、郡奉行所あて、諸機関あて、その他

の項目を設けた。

また、「野本家／役職／代官／郡奉行所あて」の項目に関しては更にその中に項目を設けた。

## 野本家／役職／代官／貢租

年貢収納や運上金、諸役に関する文書をまとめた。

## 野本家／役職／代官／欠落

「欠落」とは庶民の失踪を指す語であるが、享和3年（1803）の更級郡上布施村の「訴願等差出先役所留」<sup>4</sup>によると、職奉行所や郡奉行所とともに代官所も欠落事象の取扱い機関であったことがわかる。

野本家文書の中にも欠落に関する資料が一定数含まれていたため、項目を設けて分類した。

## 野本家／役職／代官／災害・耕作被害

先に引用した「訴願等差出先役所留」によると、田畠の山抜け、川欠、水害や旱魃による不作の訴え先の一つに代官所があげられている。本文書群にも代官所に宛てられた関連資料が300余点含まれている。

## 野本家／役職／代官／村役人・頭立

名主・組頭・長百姓による村方三役と、小前百姓の代表である頭立の役儀に関する文書をまとめた。

## 野本家／役職／代官／領民の把握

おもに人別帳の書き換え願いなど、領民の把握に関する文書をまとめた。

## 野本家／役職／代官／土地・建物

村方の土地の分割・譲渡に関わる資料や、建物に関する資料をまとめた。

## 野本家／役職／代官／治安

事件、事故など村方の治安に関する資料をまとめた。

## 野本家／役職／代官／僨約

藩内の各村から代官所に宛てて提出された、僨約令への請書をまとめた。大部分の文書は慶応3年（1867）に作成されたものである。村方の僨約に関する同様の文書は郡奉行所宛てにも送られており、野本家文書の中にも多く見られるが、これについては「郡奉行所あて」の分類の中にまとめた。

## 野本家／役職／代官／商業・産業

酒造や馬喰など、商業や産業に関する資料をまとめた。

## 野本家／役職／代官／寺社

寺社に関する願書などをまとめた。

3 山中さゆり「史料紹介「職掌階級調」について」（松代文化施設等管理事務所『松代』23号、2010年）

4 長野市誌編さん委員会編『長野市誌 第十三卷 資料編 近世』1997年、106頁

## 野本家／役職／代官／宿場

助郷など宿場に関する資料をまとめた。

## 野本家／役職／代官／借金

代官職関連の資料の中には、藩内の領民の借財に関する資料も含まれており、項目を設けて分類した。

## 野本家／役職／代官／争論

村方における争論に関する資料をまとめた。

## 野本家／役職／代官／褒賞請書

藩から村方へ与えられた褒賞の請書をまとめた。

## 野本家／役職／代官／諸願

村からの願書について、個別に項目を設けて分類できないと判断した資料をまとめた。

## 野本家／役職／代官／京都・大坂警衛

文久3年（1863）4月、朝廷の要求により幕府は10万石以上の大名によって京都警衛を交代でおこなう勤番の制度を定めた。松代藩は翌文久4年（元治元年、1864）3月に、同年7月から9月までの京都警衛を命じられた。また8月には大坂警衛を命じられている<sup>5</sup>。

京都・大坂警衛に際し御用夫が徵用されたが、この項目では村から代官所に宛てられた御用夫派遣の請書や、病気による交替願いなどをおさめた。

## 野本家／役職／代官／北越戦争

慶応4年（1868）1月から明治2年（1869）5月まで約1年5ヶ月間、新政府側と旧幕府側との間で戦われた内乱を戊辰戦争とよんでいる。新政府側に与した松代藩は、慶応4年4月25日の飯山戦争を皮切りに、北越戦争とよばれる北越方面での戦いへ参戦することになった。その際、藩内の村々へ軍夫派遣の割り当てがされたが、これに対する村からの請書や交替願いなどの文書が20点余、本文書群に含まれている。

## 野本家／役職／代官／日記

野本力太郎が代官職に就任した安政3年（1856）以降に作成された、代官職に関わる日記類をまとめた。点数は40点を越え、また明治3年（1870）まで毎年の記録が残されており、松代藩の代官の職制を明らかにする上で有意義な資料と考えられる。

## 野本家／役職／代官／郡奉行所あて

代官を勤めた野本家の文書群の中には、代官所の上級機関にあたる郡奉行所宛ての文書も含まれている。文書の大半は写しではなく原文書である。村から郡奉行所に宛てられた文書がどのようなルートで代官の許へ到來したのかは、現時点では定かではない。松代藩の文書行政の実態を検討する上で一つの好材料になるものと考えられる。

## 野本家／役職／代官／郡奉行所あて／欠落

先にあげた「訴願等差出先役所留」では、郡奉行所も代官所などと並んで欠落事象の訴願先とされている。欠落に関する郡奉行所宛ての文書が野本家文書の中には10点ほど伝来している。

## 野本家／役職／代官／郡奉行所あて／災害

災害に見舞われた際に村から郡奉行所宛てに出された文書をおさめた。

## 野本家／役職／代官／郡奉行所あて／領民の把握

人別帳の書き換えや改印の願書など、領民の把握に関する資料のうち郡奉行所宛てのものを分類した。

## 野本家／役職／代官／郡奉行所あて／土地・建物

土地や建物に関する、郡奉行所宛ての資料をまとめた。

## 野本家／役職／代官／郡奉行所あて／治安

事件や事故など、村方の治安に関わる届書などのうち、郡奉行所に宛てられた文書を分類した。

## 野本家／役職／代官／郡奉行所あて／僨約

郡奉行所宛てに出された、僨約令に対する村からの請書70点強をまとめた。野本家文書全体を見していくと、村から代官所と郡奉行所それぞれに宛てて、同時に請書が一通ずつ提出されていることがわかる。この請書がそれぞれの宛先に届けられた後に代官の許で保管されたのか、はじめから二通とも代官の許に届けられたのかは現時点では定かではない。

## 野本家／役職／代官／郡奉行所あて／商業・産業

郡奉行所に宛てられた商業・産業に関する文書をまとめた。代官所に宛てられた同様の文書よりも多くの文書が野本家に伝来している。

## 野本家／役職／代官／郡奉行所あて／寺社

代官所に宛てられた、寺社に関する村からの文書は先にあげたが、野本家文書の中には、郡奉行所に宛てられた寺社に関する文書も含まれており、点数は代官所宛てのそれよりも多い。

## 野本家／役職／代官／郡奉行所あて／京都・大坂警衛

先にあげた松代藩の京都・大坂警衛について、野本家文書の中には、御用夫派遣に関して村から郡奉行所に宛てて出された文書も含まれている。

## 野本家／役職／代官／郡奉行所あて／鉄砲

鉄砲の所持や免許に関わる資料をまとめた。代官所宛てにも、鉄砲の譲渡に関する願書があったが1点のみだったため、こちらは諸願の項目に分類した。郡奉行所宛ての資料は7点確認できた。

## 野本家／役職／代官／郡奉行所あて／諸願・その他

個別に項目を設けて分類出来ないと判断した郡奉行所宛ての願書などをまとめた。

## 野本家／役職／代官／諸機関あて

代官の役職に関わって発生・伝來したと考えられる資料のうち、郡奉行所宛ての文書は別に項目を設けて分類したが、それ以外のものについてはここにまとめた。

## 野本家／役職／代官／その他

代官の役職に関わって発生・伝來したと考えられる資料のうち、個別に項目を設けて分類できないと判断した資料をまとめた。

## 野本家／役職／代官引継

この項目には、力太郎が代官に任じられた安政3年（1856）以前に作成され、力太郎が代官に就任した際に引き継がれたと推定する、代官関連の文書をおさめた。料紙に押印がされていることなどから、力太郎が代官に就任した際に前任者の文書を寫したものではなく、原文書を引き継いだものと考えられる。「役職／代官」の分類と同様に、本目録ではこの中を

貢租、村役人、治安、僨約、借金、褒賞、囲穀、日記、諸願・その他、郡奉行所あての項目に分けた。また、「郡奉行所あて」の項目に関しては更にその中に項目を設けた。

## 野本家／役職／代官引継／貢租

野本力太郎が代官に就任する以前に作成された、年貢収納や運上金、諸役に関する文書などをまとめた。ここに分類した資料の大半は文政12年（1829）から安政2年（1855）まで代官を務めた山田兵次が作成した勘定帳である。

## 野本家／役職／代官引継／村役人

野本力太郎が代官に就任する以前に作成された、村役人の役儀に関する資料をおさめた。

## 野本家／役職／代官引継／治安

野本力太郎が代官に就任する以前に作成された、村方における治安に関する資料をおさめた。

### 野本家／役職／代官引継／僕約

野本力太郎が代官に就任する以前に、村々による僕約の取決めについて代官所に提出された資料をまとめた。大半は天保12年（1841）から13年にかけて作成され、前述した慶応3年（1867）の僕約に関する資料とは異なり、請書形式のものはなかった。

### 野本家／役職／代官引継／借金

野本力太郎が代官に就任する以前に作成された、村方の借財に関する資料をまとめた。

### 野本家／役職／代官引継／褒賞

野本力太郎が代官に就任する以前に作成された、村方への褒賞に関する資料をまとめた。

### 野本家／役職／代官引継／囲穀

野本力太郎が代官に就任する以前に作成された、非常時に備えて蓄えた囲穀に関する資料をまとめた。

### 野本家／役職／代官引継／日記

野本力太郎が代官に就任する以前に作成された、代官職に関して作成された日記類をまとめた。文化年間から安政年間までほぼ毎年分が伝来している。また、例外として、野本力太郎が代官に就任した後に南沢甚之介（天保11年から慶応4年まで代官）によって作成された日記も、南沢から引き継がれた資料と判断してこの項目に分類した。

### 野本家／役職／代官引継／諸願・その他

野本力太郎が代官に就任する以前に作成された資料のうち、個別に項目を設けて分類できないと判断した資料をまとめた。

### 野本家／役職／代官引継／郡奉行所あて

野本力太郎が代官に就任する以前に作成された資料の中に、郡奉行所宛ての資料も十数点含まれていた。これらは力太郎が代官就任の際に引き継いだものと推定し、ここに項目を設けて分類した。またこの中を、領民の把握、僕約、商業・産業、善光寺地震の各項目に分けた。

### 野本家／役職／代官引継／郡奉行所あて／領民の把握

野本力太郎が代官に就任する以前に作成され、郡奉行所に宛てられた、人別帳の書き換え願書をおさめた。

### 野本家／役職／代官引継／郡奉行所あて／僕約

野本力太郎が代官に就任する以前に作成され、郡奉行所に宛てられた、僕約の取決めに関する資料をおさめた。

### 野本家／役職／代官引継／郡奉行所あて／商業・産業

野本力太郎が代官に就任する以前に作成され、郡奉行所に宛てられた、商業や産業に関する資料をおさめた。

### 野本家／役職／代官引継／郡奉行所あて／善光寺地震

弘化4年（1847）3月24日に発生した善光寺地震に関連して、村々から郡奉行所に宛てて出された資料をまとめた。「代官引継／郡奉行所あて」に分類された資料の大半は善光寺地震に関する資料である。また善光寺地震に関する資料のうち、代官所に宛てられたものは野本家文書には含まれていなかった。

### 野本家／役職／司税

松代藩の職制は明治2年（1869）12月に改正された。はじめ、代官の職掌は「租税司」に引き継がれたようである。明治2年12月作成の、藩の職制を記した資料では、「租税司」の職掌として「勧課農桑監・収租税」とある<sup>6</sup>。また、野本家文書の中でも、前月の明治2年11月作成の村方からの文書で、宛

6 長野県史刊行会『長野県史 近代史料編 第一巻』1980年（資料番号568「明治二年十二月 松代藩版籍奉還につき藩主藩治改革直書并新置藩職制」）

先が「租税司御役所」となっているものが数点含まれている。

しかし、明治3年に作成された藩の職員録では野本力太郎は「司税」とあり、「租税司」とはされていない<sup>7</sup>。この時期の松代藩の職制一覧は、資料によって配列や職名に異同があることは先行研究でも指摘されているところである<sup>8</sup>。

本巻では、野本家文書内の資料状況などから、当該期の野本力太郎の役職に関する資料は「司税」の分類に統一した。

また、国文学研究資料館所蔵真田家文書の内、明治4年に作成された資料には、野本力太郎が司金として名を連ねたものが含まれている<sup>9</sup>。先にあげた職員録の中では司金は計政局の所属となっているが、一方で司税は神社郡政局の所属となっており、別の役職となっている<sup>10</sup>。また同じ資料の司金の項目に野本力太郎の名前はない。野本家文書の中には司金宛ての資料はなく、明治4年に作成された資料の宛先は「司税御役所」となっている。力太郎の役職が変わったのか、もしくは司税と司金を兼務していたのか。このことに関する考察は後日の課題としたい。なお、当時の松代藩の組織については【表5】を参照されたい。

本目録では、「司税」の項目の中に

貢租、欠落、災害・耕作被害、村役人・頭立、領民の把握、土地、治安、寺社、褒賞請書、団糀、通貨、諸願、日記

の小分類を設けた。

#### 野本家／役職／司税／貢租

租税に関して司税役所に宛てられた資料をまとめた。

#### 野本家／役職／司税／欠落

村方から司税役所に宛てられた、欠落に関する資料をまとめた。

#### 野本家／役職／司税／災害・耕作被害

災害やそれに伴う耕作の被害に関する報告などをまとめた。

#### 野本家／役職／司税／村役人・頭立

村役人や頭立の役儀に関して、司税役所に宛てられた資料をまとめた。

#### 野本家／役職／司税／領民の把握

人別帳の書き換えや別家の願書など、領民の把握に関して、司税役所に宛てられた資料をまとめた。

#### 野本家／役職／司税／土地

村方の土地に関して、司税役所に宛てられた資料をまとめた。

#### 野本家／役職／司税／治安

事件や事故など村方の治安に関して、司税役所に宛てられた資料をまとめた。

#### 野本家／役職／司税／寺社

寺社に関連して、司税役所宛てに作成された資料をまとめた。

#### 野本家／役職／司税／褒賞請書

村方から出された褒賞の請書のうち、司税役所に宛てられたものを分類した。

#### 野本家／役職／司税／団糀

司税役所に宛てられた、社倉への糀子積み置きの請書をおさめた。

#### 野本家／役職／司税／通貨

版籍奉還のおこなわれた明治2年（1869）は、賛金の流布が大きな社会問題となった。飯田地方では6月20日ころから二分金が不通用になり、7月2日には飯田二分金騒動の勃発に至った。これを皮切り

7 原島陽一「明治三年の『職員録』」（松代文化施設等管理事務所『松代』7号、1994年）

8 原島陽一前掲註7「明治三年の『職員録』」

9 「司金方へ上納証文綴」（国文学研究資料館所蔵真田家文書、史料番号け995-1）他

10 原島陽一前掲註7「明治三年の『職員録』」

に各地で同様の騒動がおこった。状況打開のために、信濃諸藩はそれぞれ藩札を、また信濃一国を流通範囲とした信濃全国通用銭札を発行・流通させ賛二分金対策とした。

賛金に関して村方から出された当該期の文書が野本家文書の中で3点確認できたため、項目を設けて分類した。

#### 野本家／役職／司税／諸願

個別に項目を設けて分類できないと判断した司税役所宛ての願書をまとめた。

#### 野本家／役職／司税／日記

司税の役職上発生したと考えられる日記類をまとめた。

#### 野本家／役職／諸願

野本家の人物が藩にあてて作成した願書の類をまとめた。病気療養の願いや、病気快気による出勤の願いなどが含まれている。

#### 野本家／役職／諸沙汰

上の分類と逆に、藩から野本家の人物にあてて作成された沙汰の類をまとめた。おもに、出勤に関する沙汰をおさめている。

#### 野本家／役職／褒賞

野本家の人物が藩から受けた褒賞の目録や、褒状をまとめた。

#### 野本家／役職／拝領屋敷地

屋敷地の拝領に関する藩からの文書をおさめた。

#### 野本家／役職／職制

野本家の人物が勤めた役職の職制について書かれた資料をおさめた。

#### 野本家／贈答

金品の贈答に関する資料をまとめた。

#### 野本家／家政

野本家の家政に関して発生した文書をまとめ、さらにその中で、

家督、元服、縁組、葬儀、その他儀礼、遺書、易断、書状、雑記の項目に分類した。

#### 野本家／家政／家督

野本家の家督に関する資料をまとめた。

#### 野本家／家政／元服

野本家の人物の元服を認める旨の、藩からの文書をまとめた。

#### 野本家／家政／縁組

野本家に関する結婚や養子縁組の資料をまとめた。

#### 野本家／家政／葬儀

野本家の葬儀や法事に関する資料をまとめた。

#### 野本家／家政／その他儀礼

引っ越し祝いや宮参りなど、婚礼・葬儀以外の儀礼に関する資料をまとめた。

#### 野本家／家政／遺書

この項目には文化14年（1817）野本金八作成の遺書1点をおさめた。

#### 野本家／家政／易断

ここには易断の結果を示す野本徳五郎宛ての資料1点をおさめた。

#### 野本家／家政／書状

家政に関する書状をまとめた。この項目の大半は茂一郎から力太郎に宛てられた書状であるが、内容から家政に関する資料であると判断したため、ここに分類した。

#### 野本家／家政／雑記

野本家の家政に関わって作成された雑記類をまとめた。

#### 野本家／家計

野本家の家計に関して発生した文書をまとめた。

#### 野本家／書籍

野本家が所蔵していた近世の書籍をまとめた。点数はおよそ360点である。

## 2. 伊東家

野本家が所蔵してきた文書群の中に、伊東家が作成に関わった文書が200点余含まれている。

「文政七年真田家家中出仕由緒書」<sup>11</sup>によると伊東家は、伊東平右衛門が3代藩主幸道の代から勤仕をはじめ、子の平次郎と孫の磯八は右筆を勤めた、とある。文政5年（1822）に野本家の家督を継いだ磯吉（茂一郎と改名）は、伊東磯八の次男にあたり、伊東家の家督を継いだ賢治は磯八の三男にあたることが資料からわかる。また、賢治は文久2年（1862）には代官、明治2年（1869）には司税（租税司）を歴任するなど、同時代の野本力太郎と同様の経歴を辿っている。伊東家の役職の変遷は【表2】を参照されたい。

伊東家文書が野本家へ伝わった経緯や時期に関して、確証は得られていない。文書群の作成年代から考えた場合、伊東家文書は文政年間から明治期にかけて作成年代が分布しており、伊東磯吉が野本家の養子となった時点（文政5年）で文書が一括して移管されたとは考えにくい。

また、資料では明治3年に野本茂一郎の長女せつと、伊東賢治の長男正が結婚したことがわかる（資料番号410。目録（その2）に掲載予定）。茂一郎と賢治は兄弟のため、従兄弟関係の結婚であった。その後二人は離縁したが、野本家と伊東家は大変親しい付き合いを続けていたことは書状などからうかがうことができる（近代の書状は目録（その2）に掲載予定）。野本家と伊東家の系図は【表3】を参照されたい。現時点では明治期に伊東家から野本家へ資料が移管されたと考えるのが妥当と思われる。

伊東家に関する文書群の大部分は、金融と家計に関する資料となっている。とくに、幕末から明治初期にかけて、伊東賢治が作成した貸借簿が相当数ふくまれている点が注目される。個々の資料の詳細について現時点では把握しきれていない部分があるが、伊東賢治が個人として藩内の藩士や領民と金銭の貸借をしていたと判断できる記述が資料に散見される。幕末期の松代藩内における金融の様相を検討する上で有用な資料となり得ると考えられる。

伊東家に関する資料群の分類については、点数も野本家と比べて少なく、また系統立って残存していないため、中分類までにとどめた。

#### 伊東家／金融

伊東家に関わる金融資料をまとめた。大半は伊東賢治（長壯、長正とも）が関わった金銭貸借の記録

11 鈴木景二前掲註1「松代藩の家臣由緒調査とその記録—『文政七年真田家家中出仕由緒書』—」

で、天保年間以降に作成されている。

慶応2年作成の「年中金銀錢並当座請払萬覚帳」(資料番号C-26-1)を例にすると、藩士では宮下三郎治・五明元作・三沢刑部丞など、村方では風間村久治・石切丁新助女房とき・松岡村新作などに金銭を貸したことが記録されており、伊東賢治が個人的に金銭の貸借をおこなっていたものと考えられる。また、ここに分類された資料全体を俯瞰した時、勘定役を務めた酒井市治や右筆を務めた中条大治と頻繁に金銭のやり取りをしていることがわかるが、詳しい検討は今後の課題としたい。

本目録におさめた伊東家に関する資料の約6割にあたる120余点をここに分類した。

#### 伊東家／頼母敷

伊東家に関わる資料のうち、頼母敷講（無尽）に関して発生した資料をまとめた。ここに分類された資料の大半は、講会の際の掛金の記録である。

#### 伊東家／家計

金融以外の伊東家に関わる家計資料をまとめた。

#### 伊東家／家政

伊東家に関わる家政資料をまとめた。

#### 伊東家／贈答

伊東平次郎からの献上に対して、真田図書が作成した礼状をおさめた。

#### 伊東家／役職

役職に関して発生したと考えられる資料をまとめた。

#### 伊東家／書状

おもに伊東賢治に宛てられた書状をまとめた。

#### 伊東家／その他

伊東家に関わって発生したと推定される資料のうち、項目立てて分類できないと判断した資料をまとめた。

### 3. その他

本巻の刊行に際し、野本家や伊東家との関わりが不明な資料群については「その他」の資料群として分類した。

質地証文が約40点含まれており、誰かしらかが土地集積をおこなったものと考えられる。しかし、証文の作成人や宛名などからは、それが野本家に関係する人物か、もしくは伊東家に関係する人物によるものなのか、それ以外の人物によるのか、現時点では明確にすることができなかったため、「その他」として分類するにとどめた。

(文責・宮澤崇士)

【表1】野本家役職一覧

和暦	西暦	人名	役職	出典
宝暦10年2月12日	1760	徳五郎	吟味方	野本家I-3-1
安永6年5月6日	1777	徳五郎	御用部屋書役	野本家I-2-1-34
寛政3年1月5日	1791	金八	京都への使者	野本家I-2-1-28
寛政3年3月18日	1791	鉄治	御用部屋小僧役	野本家H-9-74
寛政4年4月19日	1792	鉄治	若殿道中御供	野本家H-9-89
寛政5年2月21日	1793	鉄治	御用部屋書役見習	野本家H-9-68
寛政5年4月19日	1793	鉄治	若殿参府につき小僧役	野本家H-9-85
寛政6年9月18日	1794	金八	右筆見習	野本家I-2-3-13
寛政8年1月22日	1796	鉄治	御用部屋書役	野本家H-9-66
寛政10年11月15日	1798	金八	右筆	野本家I-2-2-3
寛政10年1月28日	1798	鉄治	右筆見習	野本家H-9-72
享和元年4月21日	1801	鉄治	右筆	野本家H-9-55
文化7年7月29日	1810	鉄治	旧記取調掛	野本家H-9-29
文化11年3月28日	1814	鉄治	直姫様御引越御用掛	野本家H-9-27
文化12年2月3日	1815	鉄治	簾中様御産付 御祝儀御献上物御用掛	野本家H-9-30
文化14年	1817	鉄治	御番入	『松代』23号104頁
文政12年11月2日	1829	鉄治	旧記調懸係掛及び調物懸兼務	野本家H-9-50
弘化4年1月11日	1847	茂一郎	御奥支配	野本家I-4-30-5、家中明細246頁
弘化5年	1848	茂一郎	貞松院様御奥支配	家中明細246頁
嘉永7年閏7月21日	1854	力太郎	奉公見習為平馬組御番入	家中明細246頁、野本家I-1-18・I-4-33-6
安政3年	1856	力太郎	御代官	家中明細246頁

【表2】伊東家役職一覧

和暦	西暦	人名	役職	出典
安永10年3月28日	1781	磯八	小僧役	家中明細13頁
天明6年12月28日	1786	磯八	書役見習	家中明細13頁
寛政4年閏11月25日	1792	磯八	書役	家中明細13頁
寛政9年12月9日	1797	平次郎	右筆	『松代』23号95頁
寛政11年12月23日	1799	磯八	右筆見習	『松代』23号95頁、家中明細13頁
享和元年7月19日	1801	磯八	右筆	『松代』23号95頁、家中明細13頁
文化14年12月19日	1817	磯八	御番入	『松代』23号95頁、家中明細13頁
文政13年閏3月9日	1830	賢治	家督	家中明細14頁
天保2年5月11日	1831	賢治	御番入	家中明細14頁
天保15年7月9日	1844	賢治	御藏奉行	家中明細14頁
文久2年3月18日	1862	賢治	代官	家中明細14頁
明治2年10月5日	1869	賢治	租税司	家中明細14頁
明治4年8月19日	1871	賢治	免職	家中明細14頁
明治14年	1881	義五郎	海軍少尉	松代町史下巻
明治40年	1907	義五郎	男爵位	松代町史下巻

## 出典

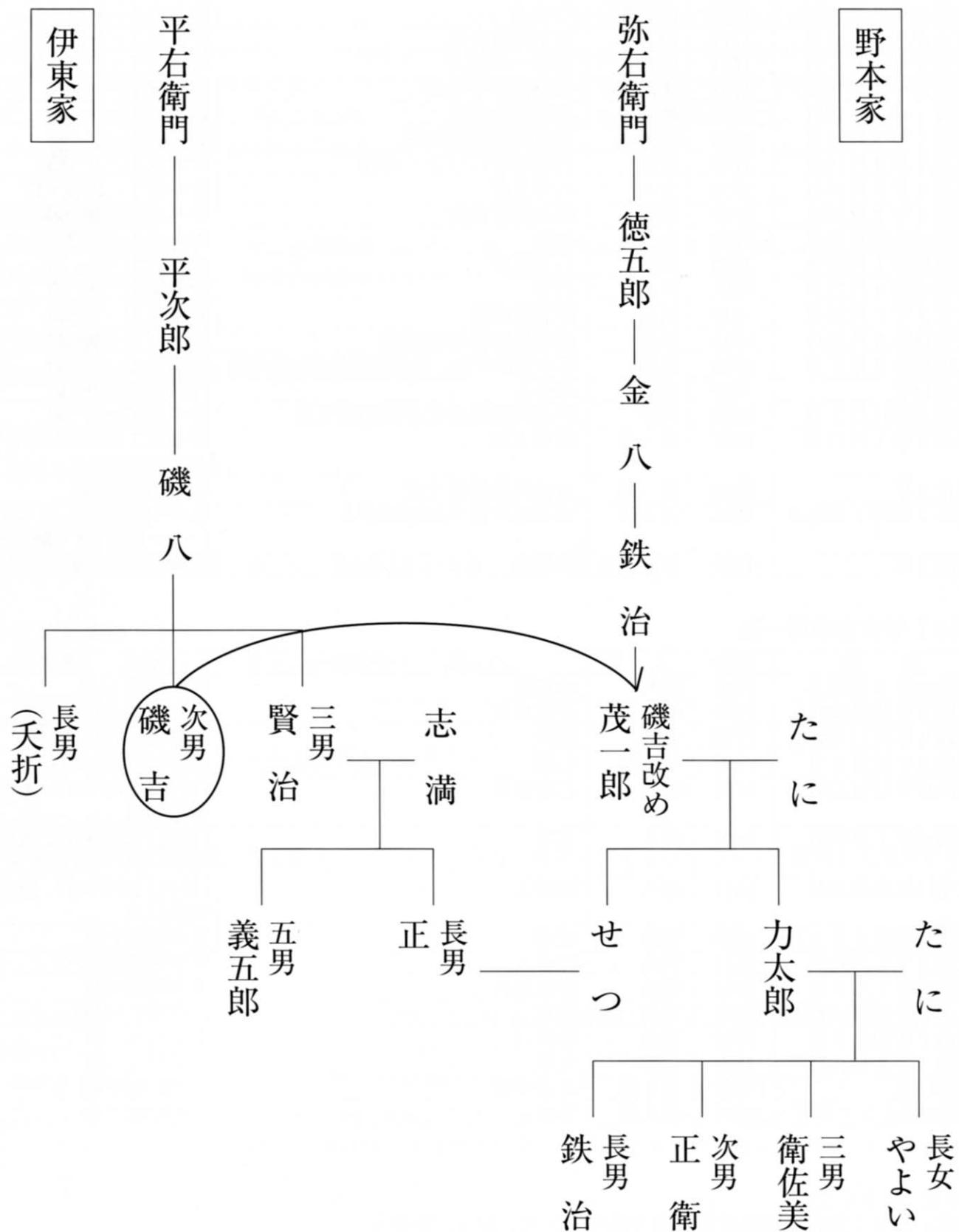
野本家：野本家文書

『松代』23号：松代文化施設等管理事務所『松代』23号、2010年

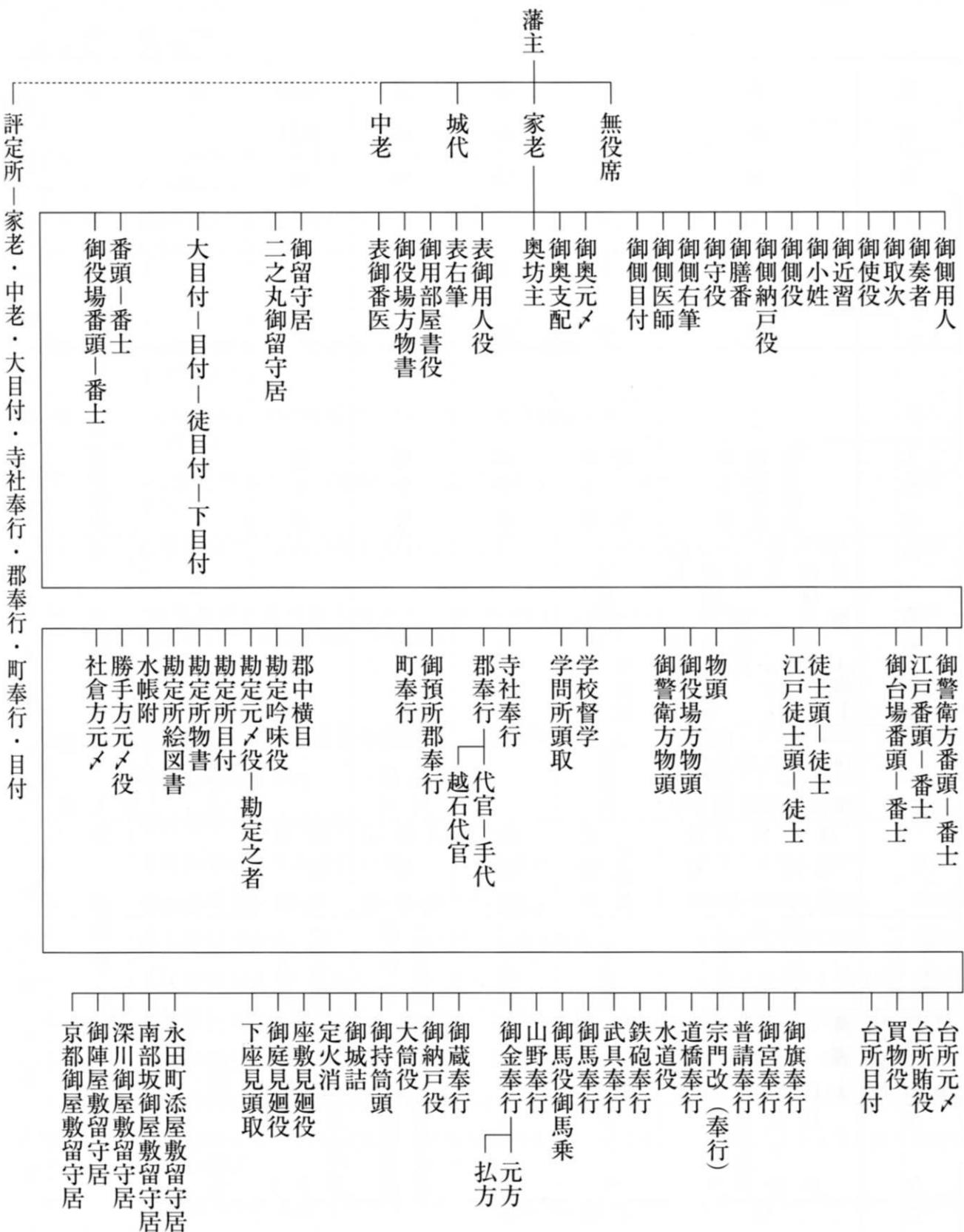
家中明細：国立史料館編『真田家家中明細書』、東京大学出版会、1986年

松代町史下巻：大平喜間多編『松城町史 下巻』（長野県郷土誌叢刊）、臨川書店、1986年

【表3】野本家・伊東家系図



【表4】松代藩の職制表（慶応年間）



『更級埴科地方誌 第三卷 近世編上』(更級埴科地方誌刊行会編、1980年) より

【表5】明治2年6月藩制改革時の松代藩組織

						政治所		
監察局	兵政局	学政局	市政局	計政局	郡神政社局	知事		
						二等		
						三等		
	主事	主事	主事	主事	主事	公議人	権大參事	四等
						議長	少參事	五等
大監察	銃兵隊長 砲兵隊長	副主事 副主事	督學 副主事	副主事	副主事		権少參事	六等
計監	同副隊長 補	銃兵同副隊長 補	砲兵副隊長 補	一等教授		公用人	理事	七等
監察	小隊長 銃兵	小隊長 砲兵	軍輜重管掌監	二等教授監	庶務長	庶務長	議事	八等
	同助兵 小補長	同助兵 長隊補	武庫陣營司事	一等助教	營用繕度司	兩京公廨留守	書記長	九等
	彈藥掌	器械掌	醫務師	司務掌	司務藏掌	司務稅	書記	十等
一等主簿	鼓吹長	旗長	一等主簿	一等主簿	一等商法掌	一等商法掌	給使長	十一等
算師	二等主簿	擁護士	馬医	武庫	陣營	二用等算錄	記錄	十二等
筆生	伍長	廄主務	武庫庶務	筆生	筆生	稅筆手	公用方	十三等
監手	監手	守器	監手	補亡		亡		十四等

『更級埴科地方誌 第四卷 現代編』(更級埴科地方誌刊行会編、1967年) より